

したがって、欧州のたばこ規制政策に影響を及ぼそうとする業界の試みを阻止するという差し迫った必要がある。これを実現するための選択肢の 1 つは、たばこ市場の完全な規制である。これは、すべての形式の利害関係者および消費者マーケティングを除外する方法である。

本報告書第 7 章では、以下の通り、EU におけるたばこ規制の将来について多くの提言を行なっている。

1. 組織および構造上の提言：投資および規制能力

- 「加盟国」および EC は、できる限り早い機会に FCTC を批准し、実施することによってたばこ規制、ならびにたばこ関連の疾病率および死亡率の低減への取組みを確認する必要がある。FCTC に基づく義務を果たすために、すべての「加盟国」は、予防、保護、禁煙、および危害の縮小を含む包括的なたばこ規制戦略を策定し、実施することが必要になる。FCTC は、憲法の制限の範囲内で可能な最も厳格な基準に従って実施すべきである。
- 包括的たばこ規制戦略を実施するためには、EC 全域におけるたばこ規制への投資水準の大幅な引上げが必要になる。経済的証拠から、たばこ規制による介入は、小児期の予防接種に次いで 2 番目に費用効果的な保健財源の使い道であることが示されている。米国 CDC は米国内支出として 1 人当たり 4 ユーロ 80 セント～12 ユーロ 73 セントの範囲で推奨水準を設定しており、この水準を EU において採用するべきである。「加盟国」における喫煙予防のための財源が現在低水準であることを認識して、「加盟国」は 1 人当たりの支出を直ちに 1～3 ユーロ増額することを勧告する。
- 包括的たばこ規制戦略を実施するには、規制当局の能力および専門知識の一層の拡充も必要となる。好ましい選択肢は、「加盟国」がたばこ規制戦略の調整を行なう国家的な専門機関を創設することである。このような組織は、喫煙防止政策に責任を負う省庁、公衆衛生機関の内部に設置するか、独立機関として設立することも可能である。さまざまなたばこ規制の性質を反映するためには、規制当局の技術の適切な組み合わせが必要になるだろう。
- EC は、国家レベルでの戦略の調整および支援、ならびに「加盟国」政府間の協力促進に一役買っている。欧州レベルでのたばこ規制対策に利用可能な資源は、米国やカナダのような他の法域で利用可能な水準に遠く及ばない。たばこ業界の多国籍的な性質、ならびに情報交換および最優良事例の伝播を促進する必要性を考慮すれば、欧州レベルでの活動がきわめて重要である。超国家的レベルで採りうる費用効果的な対策は多数ある。したがって、本報告書では、将来欧州レベルの資源を確保し、維持することを提言する。「たばこ基金」から利用できる資源などの欧州の既存の資金源は、最も効果的な喫煙防止措置を対象とし、「加盟国」の対策を補完するために用いるべきである。たばこ規制のために設定される資源の水準は、2006 年から 2008 年の間「たばこ基金」に予見される水準に維持するべきである。
- EC レベルのたばこ規制に専念する能力を拡充して、このような作業を支援する必要がある。特に、「委員会」および「加盟国」においてニコチン・たばこ製品の評価および

規制を行なう能力を大幅に増強し、必要な範囲の技術的熟練を備える必要がある。「加盟国」レベルで、上述の専門たばこ規制機関にそのような職員を配属することもできる。欧州レベルでは、「欧州委員会」内部の既存能力の拡充、および欧州たばこ・ニコチン製品規制当局の設立、もしくはそのいずれか一方によってこれを実現可能である。欧州の機関を設立することが、医薬品、食品、および化粧品のような他の製品に関する既存の EU 規制の枠組みの範囲内での最善かつ最適な対応であるという点で、本報告書の専門家寄稿者の意見は一致している。

- このような機関の権限には、リスク分析やリスク評価だけでなく、たばこ・ニコチン製品の設計およびマーケティングのすべての側面が含まれることになる。最終的に、当該機関は、たばこ・ニコチン製品のあらゆる側面に関する研究、たばこ規制政策、および介入を委任し、実行する権限、ならびに製品の市場認可を承認する権限を備える可能性がある。
- 規制当局が能力を拡充できるまで、たばこ規制に関して助言を行なう多くの専門分野に渡るたばこ製品諮問委員会を欧州レベルで直ちに設置するべきである。
- 「加盟国」および欧州レベルの規制、科学、および諮問の面の能力はすべて、たばこ業界のあらゆる影響力から独立していることが不可欠である。
- たばこ規制のためには市民社会レベルでの能力の拡充が必要である。喫煙防止戦略を確実に成功させるためには、社会の幅広い利害関係者との提携が必要である。非政府組織、職能団体、およびたばこの流行の影響を受ける分野で働くその他の利害関係者は、財源の許す範囲で問題の規模に適した対応を行なうように努めるべきである。

1.1. 研究能力の拡充の必要性

- 欧州地域の過去の経験、および世界各国における活動から、母集団レベルのたばこ規制政策に関連して何が有用であるかを分析するための資料は相当得られるが、本報告書では、たばこ規制政策の基礎とし、介入試験の土台とすべき欧州の研究が大規模に欠乏していることを明らかにする。したがって、たばこが健康に及ぼす影響に関する社会の理解を深め、その規制に対して資源の最適な割当てを行なうためには、たばこ規制政策および介入のための確固たる科学的根拠が不可欠である。

- 欧州レベルで研究セミナーを開催し、EU および各国のたばこ研究能力、協調関係、および財源を評価し、EU の共同たばこ研究戦略を策定するべきである。
- 短期的には、かかる戦略の策定および実行が可能になるまで、真のたばこの流行の規模を明らかにするために、監視データの改善、研究方法の調和（たとえば、標準化された方法を用いた普及率および死亡率データの収集）、各個体群における個人の煙に対する曝露の定期的測定、たばこ規制政策および介入の影響（性別および不平等に対する影響を含めて）の測定といった多くの最優先研究課題を特定している。最優先研究課題の資金を調達するために、EC 内の財源を特定する必要がある、また「たばこ基金」の残存額を使用するべきである。
- たばこ研究資金の増加が必要になる。EU レベルでは、次の「研究枠組みプログラム」（2006～2010 年）においてたばこ研究に独自の予算線を与えるべきである。財源は、米国国立衛生研究所の供給する財源に匹敵する水準とするべきである（現在、年間 4 億 5,000 万ユーロ、すなわち 1 人当たりで比例計算すると 6 億 8,000 万ユーロ）。第 6 次枠組みプログラムのような欧州の予算線をたばこ研究に適用するべきである。
- 喫煙を対象とする調査のために組織構造の改善には、欧州全域におけるたばこ規制研究ネットワークおよび研究研修ネットワークの創設が含まれることになるだろう。国のたばこ規制機関（上記参照）および国の研究組織と協力して、たばこ規制研究戦略の策定、国家プログラムの調整、および実施の監視を行なうためには、国の能力の強化が必要である。それには、「加盟国」レベルでの財源の増加が必要になる。

2. 特定の喫煙防止介入に関する提言

2.1. 課 税

- たばこ税の通常の引上げは、他のたばこ規制措置を支持するものであるため、EU および「加盟国」レベルでの政府の取組みの黙示的要素とするべきである。
- 税率の差は、従価方式とは対照的に従量レートを基礎として統一させるべきである。
- 「手巻き」たばこ税を引き上げることで、この種のたばこ製品の代用を防止するべきである。
- たばこは、「消費者物価指数」から除外するべきである。
- 課税政策の調整および密輸との戦いのために、国際的協力を強化する必要がある。EC は、欧州委員会、「加盟国」10 か国、ならびに Philip Morris International (PMI) 間の密輸および偽造との戦いに関する合意に基づいて、欧州法を整備するべきである。
- EU-PMI 合意の条項、およびこれに基づく後の指令を最低限度とみなし、違法取引に関する FCTC 議定書についての早期の交渉を、「加盟国」および「共同体」が国際的なたばこの密輸によって莫大な損失を被ることがないようにするための EU の優先課題とするべきである。

2.2. 広告および販売促進

- 包括的なたばこ広告の禁止を立法化していないすべての「加盟国」は、FCTC の批准の条件に沿って、販売場所での陳列禁止を含めた包括的なたばこ広告の禁止を立法化すべきである。
- あらゆる種類のたばこの販売促進を禁止すべきである。「欧州議会」および「閣僚理事会」において現在審議中の「販売促進に関する EU 規則」案は、これを実行するための適切な仕組みを提供するものである。

2.3. たばこの販路

- たばこ製品のインターネットでの販売は、たばこ製品の自動販売機での販売と同様に禁止すべきである。

2.4. 職場および公共の場での禁煙

- EU および「加盟国」は、米国環境保護庁、IARC、ならびにフィンランドおよびドイツ政府にならい、副流煙を業務上の発がん物質と分類すべきである。
- すべての職場での喫煙を禁止する立法が欧州レベルで制定されれば、非常に大きな影響があるだろう。アイルランドおよびノルウェーで整備されている立法が、欧州指令のモデルとして役立つはずである。
- EC 法は、職場以外の公共の場所を含めるように「加盟国」の立法で補完すべきである。

2.5. 禁煙戦略

- 禁煙および治療に関する国家戦略を策定していないすべての「加盟国」は、これを策定すべきである。当該戦略には、保健専門家の研修、禁煙治療サービスの全国的ネットワークの構築、ニコチン代替療法を受けやすくすること、およびこのようなサービスの提供における不平等を排除することを含めるべきである。

2.6. たばこ製品の規制

- すべてのたばこ・ニコチン製品に関する新しい包括的な規制の枠組みを導入する必要がある。
- すべてのたばこ製品の物理的、化学的、および設計上の特性に関する包括的開示を要件とし、これを公表すべきである。開示内容には、特に、使用するたばこの種類、たばこの加工方法、添加成分、製品工学、すべてのたばこ製品の排出物の物理的および化学的特性、ニコチンその他の精神活性成分の含有量、使用形態、ならびに使用者の行動を含めるべきである。

- 「指令 2001/37/EC」は、WHO の「たばこ製品規制研究グループ」による成分の定義を採用し改善するべきである。
- たばこ業界は、当該指令の字義および精神に従って、製品で使用する添加物を完全に開示することを義務づけられる。たばこ製品の潜在的なリスクの高さを考慮して、このような詳細情報は、企業秘密の保護よりも優先するべきである。
- 「加盟国」および EC は、たばこの成分および排出物に関する所要情報を受け取るための統一されたシステムに合意するべきである。このシステムにおいては、伝送する情報の正確な形式および内容、使用すべき測定方法、成分の相乗効果もデータに考慮するべきであることを指定するべきである。提供する情報は、異なるたばこ会社の間での比較可能性を考慮に入れるべきである。「加盟国」がこの情報の分析、検証、および欧州委員会への報告を行なうためにも、統一されたシステムを構築するべきである。
- 成分の毒性および中毒性、ならびにその公衆衛生上の影響を評価するための科学的に異議のない基準が策定されるまでは、共通の成分表を作成することはできない。
- 将来、成分について規制を行なう場合、当該物質が有毒でなく、たばこ製品の中毒を引き起こす特性を強めるものでなく、かつ当該製品の魅力を高めるものでないという原則を基礎とするべきである。成分の承認もしくは禁止に関する科学的に信頼できる基準を策定するためには、一層の研究および分析が必要である。
- 紙巻たばこが耐火性基準を満たすことは技術的かつ経済的に実現可能であることを考慮して、EU における製造および販売を『耐火性のある』（すなわち『発火性の低い』）紙巻たばこのみに限定することをたばこメーカーに義務づけるべきである。
- たばことたばこの煙の有害成分を減少させ、可能な場合には除去するべきである。第一歩として、当該製品を原因とする全体的な危害を増大させることなく、たばこ特異的ニトロソアミン（TSNA）を迅速に削減することを義務付けるべきである。
- 「加盟国」および欧州委員会は、たばこ製品から被害を受けるリスクの評価を開始する必要がある。段階的な手順を用いて、まず細胞毒性や遺伝毒性などについて確立された試験を行ない、次に中毒の進行を含めたその他の悪影響について試験へ進むべきである。
- 様々なたばこおよびニコチン製品の健康面、ならびにその特性の変化に関連する情報伝達を厳格に規制するべきである。本章で提言する毒性成分の段階的除去の義務づけに伴って、健康促進の効能が表示されないようにするべきである。



- 新しいブランドの紙巻たばこをはじめとする、新しいたばこ製品はいかなる種類のもの
であれ、市場参入の前に規制当局の事前の承認を得なければならない。

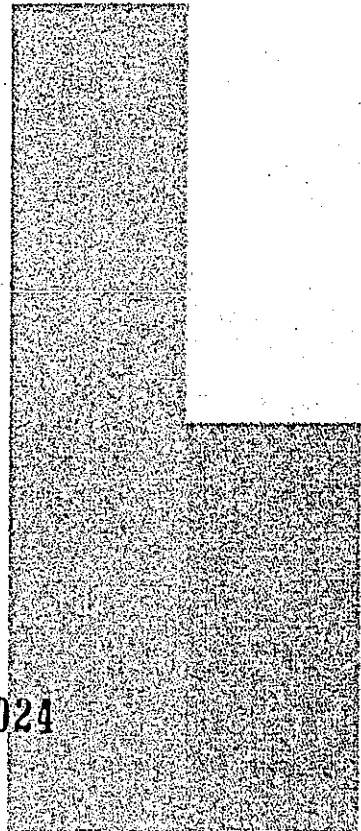
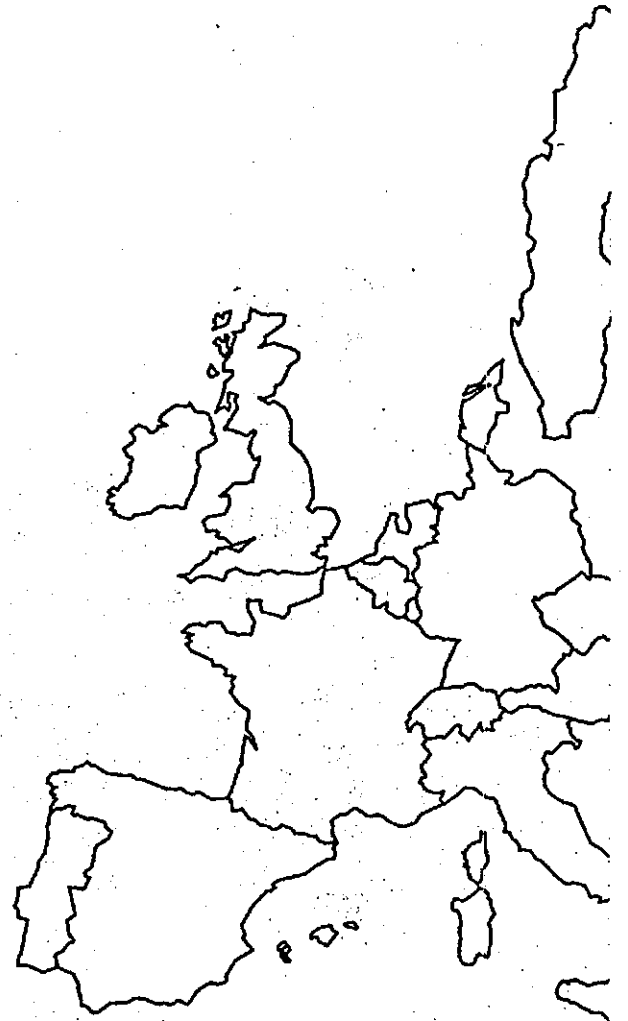
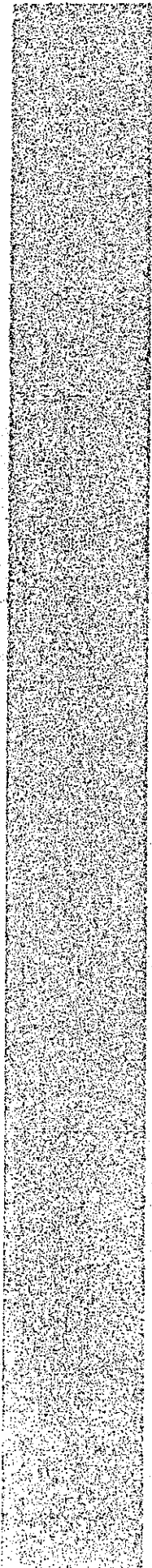
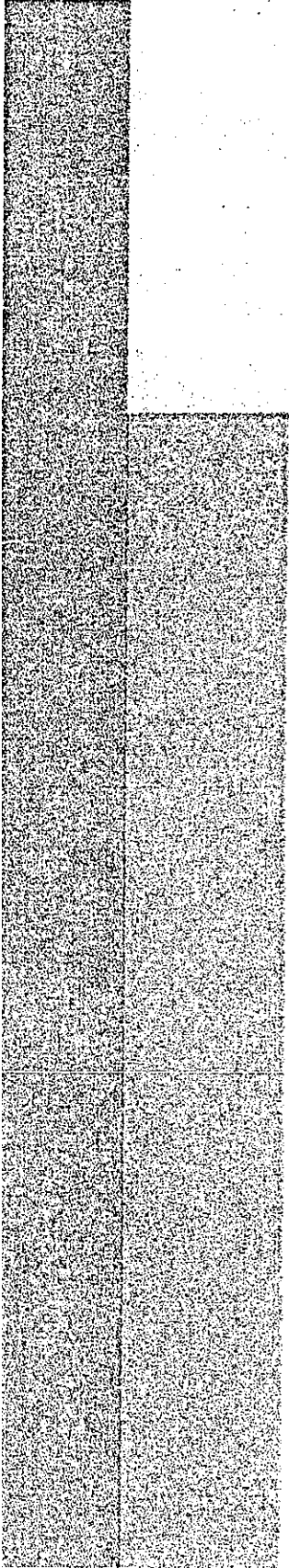
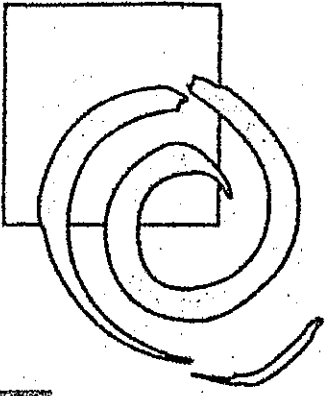
2.7. ラベル表示および包装

- 効果的な図柄による健康に関する警告のたばこ製品の表裏両面への表示を義務づけるべきである。このような警告表示は、大きい面の表裏それぞれ 50%以上を占めるものとするべきである。定期的に新しい警告表示を導入するべきである。長期的には（10 年未満）、たばこの箱全体が、義務づけられた健康増進メッセージのプラットフォームとなるべきである。
- たばこメーカーおよび輸入業者がタール、ニコチン、および CO の収量を箱に印刷するという要件は、撤廃するべきである。箱の残りのスペースは、欧州委員会および「加盟国」が合意する健康に関する情報、ならびに消費者向けの情報メッセージのために確保しておくべきである。

2.8. たばこ業界の監視

- 欧州全域におけるたばこ業界の活動を継続的かつ包括的に監視する必要がある。
- 「加盟国」および「共同体」は、たばこ業界とのすべての関係において、可能な限りで最大限の透明性の水準を確保しなければならない。





024



ヨーロッパ 28 カ国の 効果的なたばこ規制政策

Belgian Cancer Federation たばこ規制責任者
Luk Joossens (ベルギー)

責任編集者 : Francis Grognon
コーディネーター : Sophie Kazan, Edward Riley
European Network for Smoking Prevention

2004 年 10 月

このプロジェクトは、European Commission から Public Health Programme 2003～2008 年の枠組みで財政援助を受けた。ENSP (European Network of Smoking Prevention)、European Commission、およびその名称において活動する個人は、いずれも本文書に掲載された情報の利用に責任を負わない。

貴重な情報提供と協力に対し、次の方々に謝意を表する：

European Respiratory Society 顧問、Fiona Godfrey (ルクセンブルク)

French League against Cancer 副議長、Albert Hirsch 教授、(フランス)、University College London 名誉上級講師、Ann Mc Neill 博士 (英国)

National Board of Health & Welfare 公衆衛生局長、Paul Nordgren (スウェーデン)

CEO Health 21 Foundation 代表、Tibor Szilagyi 博士 (ハンガリー)

Spanish national committee of smoking prevention -CNPT- 理事長、Joan Ramon Villalbi 博士 (スペイン)

University of Michigan Tobacco Research Network 理事、Ken Warner 教授 (米国)

Foundation on Smoking or Health Stivoro-研究責任者、Marc Willemsen (オランダ)

Division of Epidemiology and Cancer Prevention 部門長、Maria Sklodowska-Curie Memorial Cancer Centre、Witold Zatonski 教授 (ポーランド)

本レポートにきわめて積極的に寄与した ENSP National Counterparts

目次

1.	実施要領.....	5
2.	効果的な6つのたばこ規制介入.....	8
3.	効果的なたばこ規制政策の尺度測定.....	19
4.	結論.....	37
5.	勧告.....	39
6.	付録.....	41
	付録1. 欧州28カ国の調査結果.....	41
	付録2. 購買力基準 (Purchasing Power Standards : PPS)	45
	付録3. たばこ価格指数／一人当たりたばこ規制予算.....	48
	付録4. 欧州28カ国の効果的なたばこ規制政策に関する ENSP プロジェクトの各国寄稿者.....	49
	付録5. 欧州の効果的なたばこ規制政策の測定の質問表.....	51

1. 実施要領

World Bank は、2003 年 6 月に、喫煙が原因の死亡と疾患を減らす、以下の 6 つの費用対効果に優れた介入について記したファクトシート、『たばこ規制一覽』を公表した。その 6 つとは、高率の課税、公共の場や職場での喫煙の禁止／制限、広告と販売促進の禁止、消費者情報の充実、警告ラベル、たばこをやめたい喫煙者の援助である。

効果のあるたばこ規制措置が知られている反面、各措置にどの程度力点を置くべきかについてはなお不明であった。本レポートの目的は、効果的なたばこ規制政策を概観し、ヨーロッパ諸国のたばこ規制への取り組みを尺度により数量化することである。

本レポートの作成にあたり、European Network for Smoking Prevention (ENSP) が、実績のある効果的なたばこ規制政策に対し、ポイント配分に合意が得られるよう、国際的研究者とたばこ規制の専門家からなる委員会を召集した。委員会は、世界的なたばこ規制の専門家 Luk Joossens が調整にあたり、ポイントの配分（全体を 100 ポイントとする）に関して合意に達した。

- 価格／課税の政策（30 ポイント）。
- 職場／公共の場の禁煙（22 ポイント）。
- たばこ規制予算の合計（15 ポイント）。
- 広告の禁止（13 ポイント）。
- ラベル表示／健康に関する警告（10 ポイント）。
- たばこ依存症の治療（10 ポイント）。

本レポートでは、たばこ規制政策がヨーロッパの喫煙率にもたらした効果と、また包括的なたばこ規制政策のうちどの介入を優先的に行わなくてはならないのかについて述べる。委員会がこうした介入を実地に行うために以下の勧告を提唱するにあたり、多くの思索と専門知識を投じたことに疑いの余地はない。

- ヨーロッパのたばこ規制政策の評価にさらに多くの費用をあてる。
- たばこ規制政策の効果を国家間で比較するために、ヨーロッパの喫煙率と喫煙データを今よりも標準化・一元化させることが必要である。
- たばこ規制プログラムは、総合的なものでなくてはならない。また少なくとも次の要素を含まなくてはならない。
 - 高率課税により価格をあげる。
 - すべてのたばこ製品の広告・販売促進の総合的な禁止。
 - 職場での喫煙の禁止／規制。
 - 反対広告（広報キャンペーン）、メディア報道、研究結果の公表など消費者情報の拡充。
 - 紙巻たばこの箱やその他のたばこ製品への健康に関する直接的な警告の大きいラベル。
 - 薬物治療を受けられる機会を増やすなど、依存喫煙者の禁煙を支援する治療。
- たばこ規制プログラムへさらに資金を投入することが早急に必要である。European Union では、たばこ規制に一人当たり 1 ユーロを越える額を費やすのは英国だけだが、米国の Centers for Disease Control and Prevention (CDC) の推定によれば、国家は、1 人当たりにつき 1 年に 1 ドルから 3 ドルを、効果が十分に得られるだけの期間（例えば 3 年間）にわたって費やす必要がある。

このスコアシステムが意図するところは、国のたばこ規制政策を賛美あるいは非難することではなく、政策責任者が自国のスコアを見て、そのたばこ規制政策を分析し、弱い要素を改善するための提言を促すことにある。

本レポートに含まれる必要な警告と注意事項の解説を考慮すれば、この研究により作成されたスコアシステムは、ヨーロッパ諸国におけるたばこ政策の推進に建設的役割を果たすものとなりうる。

2. 効果的な6つのたばこ規制介入

World Bank は 2003 年 6 月にファクトシートを発表した。喫煙を原因とする死亡・疾患を減らすのに、費用効果に優れる 6 つの介入について述べた『たばこ規制一覧』がそれである¹。6 つの介入とは次のようなものである。

- たばことその他のたばこ製品にかかる税を高くする。
- 公共の場と職場での喫煙の禁止／規制。
- すべてのたばこ製品、ロゴや商標名の広告と販売促進の総合的な禁止。
- 反対広告、メディア報道、研究結果など消費者情報の拡充。
- 紙巻たばこの箱とその他のたばこ製品への大きく、直接的な警告ラベル。
- ニコチン代用薬（Nicotine Replacement : NRT）やその他の禁煙治療を利用できる機会を増やすなど、禁煙を希望する喫煙者の援助。

喫煙を減らすための総合的な一連の対策が一体となって実施される場合に、最も良い結果が得られる。多くの国々が、喫煙率をめざましく低下させることに成功した。

1. World Bank によれば、値上げは、若者やその他低所得層にとっては特に、最も費用効率が高い効果的な抑止力である。この層は必然的に価格に敏感に反応することが確実である。

¹ World Bank. たばこ規制一覧 (2003)
<http://www1.worldbank.org/tobacco/pdf/AAG%20Tobacco%206-03.pdf>

価格が 10%上昇すると、高額所得の国々では消費が約 4%減少する²。フランスの例をみれば値上げの効果がわかる。1999 年の 11 月と 12 月および 2003 年に、15~75 歳までの 3,000 人を対象に行われた 2 つの調査では、フランスの喫煙者の数は 1999 年の 15,300,000 人から 2003 年の 13,500,000 人に減少した（喫煙率 12%の減少）。2003 年のほうが禁煙を望む喫煙者が多く（1999 年には 58%、2003 年には 66%）、2003 年には喫煙者が禁煙したいと言った理由で価格がトップとなった（1999 年では 4 番目）。2003 年の紙巻たばこの売上高は 13.5%減少した³。マールボロの価格は 2003 年に実質上ほぼ 28%値上げされた。

2. 課税によってたばこの価格を上げる以外にも、喫煙を減らす別の方法がある。経験的証拠から、直接のおよび間接的な広告を、すべてのメディアとすべての形態にわたり充分総合的に禁止することが、たばこ消費の低下に寄与することがわかっている。また、総合的な広告禁止は特に若者の間で、喫煙に対する欲望にブレーキをかける。禁煙環境の促進とともに、広告の規制は、たばこを吸わないという社会規範が一般に受け入れられるのに貢献する。

² Jha, P, Chaloupka F, Curbing the Epidemic: Government and Economics of Tobacco Control, World Bank, 1999 年、ワシントン DC（訳注：邦題「たばこ流行の抑制—たばこ対策と経済」<http://www.health-net.or.jp/tobacco/sekaiginkou/Title.html>）。

³ Inpes, Tabac, l'offensive: 1.8 million de fumeurs en moins. プレスリリース、2004 年 2 月 1 日、パリ。

World Bank によれば、たばこ広告の禁止は効果的であった。「1972 年以降、大部分の高所得国は、より多くのメディアにわたりさまざまな形態の資金提供について、(たばこ広告に関する) より強い規制を導入した。1970 年から 1992 年までのデータに基づく高所得 22 カ国の研究では、たばこ広告と販売促進の総合的な禁止により喫煙を減らすことができるが、制限のある部分的な禁止ではほとんど影響がないとの結論に達した。この研究では、最も総合的な規制が実施された場合、高額所得国では 6 パーセントを超えるたばこ消費量の減少があるとしている。これらの推計に基づくモデリングでは、European Union の (破棄された) 広告禁止によって、European Union 内でのたばこ消費が約 7 パーセント減少したはずであることが示された⁴。」

3. 室内空気清浄法は、公共の場と公共輸送機関での喫煙を禁止することが可能である。最も適用範囲の広い法律は、レストラン、バー、個人の職場をも含む。禁煙の職場は、非喫煙者を保護するのみならず、喫煙者の節煙や禁煙を促す環境をつくりだす。

⁴ Jha, P, Chaloupka F, Curbing the Epidemic: Government and Economics of Tobacco Control, World Bank, 1999 年、ワシントン DC (訳注: 邦題「たばこ流行の抑制—たばこ対策と経済」 <http://www.health-net.or.jp/tobacco/sekaiginkou/Title.html>) 。

職場の禁煙の効果に関する 26 の研究のレビューでは、全面的禁煙の職場は、喫煙率の 3.8%の減少と、継続喫煙者 10 人当たり 1 日にたばこを 3.1 本減らすことに関連したと結論づけられた⁵。

室内空気清浄法は、喫煙の機会を減らすことにより、また喫煙に反対する社会規範を支持することにより、喫煙の魅力を増加させる。職場法は最も効果が大きく、レストラン法による効果は 2~3%、学校とその他の場所に関する法律による効果は約 1%である。厳格でない禁止では、厳格に実施された禁止より効果が 50%少ないと予測される⁶。2003 年 3 月 30 日に実施された紙巻たばこへの増税とバーとレストランでの喫煙の禁止が、2002 年から 2003 年にかけて、ニューヨーク市の成人喫煙者数の 11%の減少に寄与したと考えられている。市が委嘱した調査によれば、これはかつて測定された中で最も急な短期的減少の 1 つである。調査によれば、10 年間一定であった習慣的喫煙者数に、この期間中、100,000 人を越える減少が見られた。2003 年に喫煙していたと推定されるニューヨークの成人は 19%で、これは 2002 年の 22%から減少している⁷。

ヨーロッパでは、職場（バーとレストランを含む）での完全な喫煙禁止がアイルランド（2004 年 3 月 29 日以降）とノルウェー（2004 年 6 月 1 日以降）で既に導入され、2005 年 6 月 1 日にはスウェーデンで導入される運びである。

⁵ Fichtenberg C, Glantz S、職場の禁煙の喫煙行動への効果：系統的レビュー、BMJ, 2002;325:188-91

⁶ Levy D, J Gitchell J, Chaloupka F、たばこ規制政策の喫煙率への効果：たばこ規制採点表。PIRE Working Paper, Calverton, MD、2003 年

⁷ Gottlieb S、ニューヨークのたばこ戦争が生んだ喫煙の記録的減少、British Medical Journal, 2004;328:1222

アイルランドの禁止令の効果は測定するには早すぎるとはいえ、アイルランドの紙巻たばこ製造業の最大手である Gallaher が発表した数字は、2004 年の最初の 6 カ月間で売り上げが 7.5%減少したことを示している。アイルランドの紙巻たばこ市場のおよそ 50%を占める Gallaher グループは、増税と喫煙禁止が売上高の減少の一因と述べている。通商分析の Citigroup Smith Barney は、2004 年 9 月初旬に、アイルランドの市場について次のようにコメントしている。「再び、月ごとのデータは憂慮すべき状況を示し続けている。総体的にみて、われわれはこの禁止がおそらく消費を 5%減らしたと考えている。この禁止により、新たな喫煙者を増やしたりすべての喫煙者に売ったりすることが、非常に難しくなると思われる⁸。」

4. 多くの喫煙者が禁煙を望み、また支援を活用する可能性がある。医療提供者のアドバイス、禁煙電話相談、公式・非公式の援助団体、ニコチン代用薬（NRT）などの禁煙治療により、禁煙率をかなり高めることが可能である。医療従事者の介入を委託または介入に助成金を支給する、あるいは行動療法や薬物治療または禁煙電話相談などを財政的にカバーするといった行政の禁煙政策も、効果的な戦略に重要な役割を果たす。効果は比較的小さいかも知れない（禁煙率の 1~2%の減少）が、この効果は時間とともに大きくなり、また節煙や禁煙が最も難しいヘビースモーカーの支援に重要である⁹。

⁸ Citigroup Smith Barney, Gallaher, 2004 年 9 月 9 日

⁹ Levy D, J Gitchell J, Chaloupka F, たばこ規制政策の喫煙率への効果：たばこ規制採点表。PIRE Working Paper, Calverton, MD, 2003 年

5. たばこ製品に貼ることになっているラベルは、喫煙者に喫煙の害を知らせ、喫煙者に禁煙を促し、非喫煙者がたばこを吸い始めるのを防止する効果的な手段である。多くの国は、たばこ製品に健康に関する注意書きを課している。これらの警告について評価したところ、警告は、複数の強い直接的なメッセージを含み、目立つように表示された場合にのみ、効果があるとの結論が得られた。カナダ、ブラジル、オーストラリア¹⁰、オランダおよびベルギーで得られたエビデンスは、最近導入された大きな注意書きは、喫煙を防止し、喫煙の健康への影響についての社会の認識を高めるのに効果があったことを示している。2002年11月に、オランダのたばこ規制組織 Defacto は、新しい健康に関する注意書きの効果についての研究の結果を発表した。これらの研究は、成人喫煙者の一部が、新しい健康に関する注意書きによって煙草を吸うことが減り、禁煙への動機付けが強くなったと言っていると言っていると指摘した。これらの研究では、13~18歳の年齢層でさらに強い効果がみられた。13~18歳の28%が、新しい健康に関する注意書きによって喫煙が減ったと述べた¹¹。2004年5月に発表されたベルギーの研究で、オランダの研究結果が確認され、大きく明快な注意書きが喫煙者にとって禁煙の動機付けとなり、またこれにより紙巻たばこの包みが若者にとって魅力的でなくなることがわかった¹²。ベルギーでは2003年9月30日から紙巻たばこには注意書きが義務づけられ、パッケージの前と後ろの平均55%を覆っているが、それは世界で最も大きなものである。

¹⁰ World Bank, たばこの包装の告知一覧、ワシントン、2003年6月。
www.worldbank.org/tobacco

¹¹ Persbericht Defacto (2002年)。28% van jonge rokers rookt minder door de nieuwe waarschuwingen opverpakking、2002年11月26日、ハーグ。

¹² Joossens L, Onderzoek naar het effect van gezondheidswaarschuwingen op sigarettenpakjes in België Vlaams Instituut voor Gezondheids promotie, 2004年ブラッセル